

覇権維持か越権是正か

——トルコにおける違憲立法審査——

はざま
間

やすし
寧

《要約》

新興民主主義の定着の大きな障害のひとつは、水平的説明責任の欠如、特に行政府による三権分立侵害といわれてきた。水平的説明責任を遵守させるために重要な制度は違憲立法審査である。しかし近年、「中心・周辺」亀裂の深い社会において違憲立法審査が「中心」を代表するエリートの覇権維持を最優先しているとの議論が台頭している。もしこの議論が新興民主主義国にも妥当するならば、違憲立法審査は民主主義の定着に貢献しないことになる。本稿は、「中心・周辺」亀裂が顕著であるとともに過去半世紀にわたり違憲立法審査が制度化されてきたトルコにおいて、憲法裁判所が、(中心を代表する) 国家エリートの覇権維持と水平的説明責任維持のうち、どちらをより重視しているのかを問いかけた。そして1984~2007年の憲法裁判所判決録をコード化したデータを用いた定量・定性分析により、審査請求者(国家エリート、非国家エリート)および審査請求理由(国家原則、水平的説明責任)の種類が違憲判決確率に与える影響を検証した。その結果、トルコにおける違憲立法審査制度では、国家エリートの覇権維持というよりは水平的説明責任を維持するという側面が強いことを明らかにした。

はじめに

I トルコにおける抽象的違憲立法審査

II 研究設計

III 違憲判決確率の規定要因

おわりに

はじめに

現在、世界の憲法の約8割が違憲立法審査の規定をもっている [Ginsburg 2008, 81]。違憲立法審査が世界的に広がったのは、まずは第二次

世界大戦後に西欧民主主義国が、そして1970年代半ばにはじまる第3の民主化の波で生まれた民主主義国が、違憲立法審査制度を採用したことによる^(註1)。違憲立法審査は、議会多数派の専制を防ぐための手段と考えられてきた [Lijphart 1999, 223] ことからしても、新興民主主義の定着に重要な意味合いをもつ^(註2)。なぜなら新興民主主義の定着における最大の問題は、水平的説明責任 (horizontal accountability, 端的にいえば国家機関どうしの抑制均衡) の欠如、特に、民主主義の手続きで選ばれた政権

(行政府) が越権行為により立法権や司法権を侵害することだからである [O'Donnell 1994; 1996; 1999; Diamond, Plattner and Schedler 1999; Mainwaring and Welna 2003]^(註3)。

司法府が違憲立法審査で現政権に対する独立性を発揮できないことは、ラテンアメリカ諸国の民主主義定着への大きな障害とされてきた [Larkins 1998; Moreno, Crisp and Shugart 2003; Dodson and Jackson 2003; Magaloni 2003; Caleros 2009, 87-113]^(註4)。他方、東欧のなかでもポーランドやハンガリーでは、憲法裁判所は行政府の権限拡大を抑制する判決などにより水平的説明責任の形成に貢献してきたし、ブルガリアやスロバキアの憲法裁判所は強権的な政権の圧力を排して独自の司法判断を下し、体制の民主化に重要な役割を果たした [Schwartz 1999, 195-214; 2000]^(註5)。その意味で、違憲立法審査は、民主主義が自己拘束的 (self-enforcing [Weingast 1997; 2005], self-binding [Linz and Stepan 1996, 10]) に機能するために重要な制度のひとつといえる^(註6)。

ところが最近、Ginsburg (2003) や Hirschl (2004) らが違憲立法審査制度について新たな解釈を唱えるようになった。Ginsburg (2003) は民主化の第3の波での違憲立法審査制度導入の理由を、旧体制エリートが政権交代による権力喪失への保険として同制度を必要としたことに求めた^(註7)。さらに Hirschl (2004) は、文化的に分断された社会 (イスラエル、カナダ、ニュージーランド、南アフリカなど) において、少数派エリート^(註8) が自らの政治的覇権を維持するために違憲立法審査を利用していると主張した^(註9)。特に Hirschl (2004) の覇権維持 (hegemonic preservation) 仮説は、違憲立法審

査が多数派専制防止 (水平的説明責任確保) よりも多数派意見の否定と少数派の専制につながるという主旨であり、同制度の民主主義定着への役割に大きな疑問を投げかけた。もちろん違憲立法審査事例が多数派専制の阻止と少数派の覇権維持の両方の要素を含んでいることは想像に難くない。ただし、違憲立法審査事例全体のなかで、それらのどちらがより優勢であるかは、民主主義定着に大きな影響を与えるはずである。

Hirschl (2004) のいう文化的に分断された社会とは、実質的には中心・周辺亀裂 (center-periphery cleavage) [Lipset and Rokkan 1967] が強い社会で^(註10)、少数派エリートとは、「中心」文化を代表するエリートを意味すると理解できる。違憲立法審査制度における水平的説明責任確保と覇権維持の優劣を検討するにもっともふさわしいのは、社会における中心・周辺亀裂が顕著で、違憲立法審査の歴史が比較的長い新興民主主義国である。その代表がトルコで、同国は中心・周辺亀裂が強いうえに [Mardin 1973; Kalaycıoğlu 1999; Esmer 2002; Çarkoğlu and Hinich 2006; Çarkoğlu 2007; Çarkoğlu and Kalaycıoğlu 2007], 違憲立法審査制度が、1962年に設立されている。同制度導入の背景には、トルコ初の民主主義的選挙 (1950年) で選ばれた政権が憲法を無視した立法を行って多数派の専制を敷いたという教訓があった (後述)。ただし最近になると、トルコでも Hirschl (2004) の覇権維持仮説を支持する議論が目立っている [Özbudun 2007; Can 2007; Arslan 2008; Yazıcı 2009, 183-223]^(註11)。国家エリート^(註12) の最大の利益と価値である世俗主義的かつ一元的な^(註13) 国民国家 (以下では世俗一元的国家と略す) を、(国家エリートにより占められている) 憲法裁判

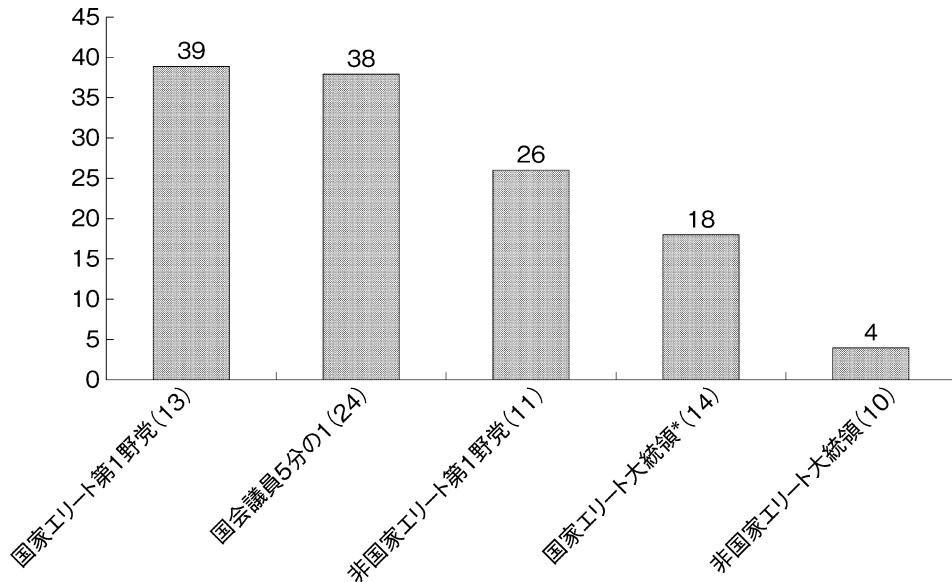
所が頑なに擁護しているとの主張である。しかし、もしトルコの違憲立法審査の主要な目的と機能が国家エリートによる覇権維持だとすると、トルコにおいてなぜ非国家エリート政党も違憲立法審査で頻繁に勝訴しているのかという大きな疑問が生じる(図1)^(註14)。また、トルコの公的機関のなかでは憲法裁判所への国民の信頼が比較的高いことも説明しにくい(図2)^(註15)。

これらのことからすると、トルコの違憲立法審査制度が、設立当初の目的から逸脱して国家エリート支配強化に貢献してきたのか、それとも水平的説明責任を強化して自己拘束的な民主主義制度の構築に寄与したのかは、トルコのみならず他の新興民主主義諸国にとっても重要な含意をもつ^(註16)。すなわち、トルコで過去半世

紀続いてきた違憲立法審査制度は、国家エリートが至上とする(世俗一元的国家という)国家原則を守ることを最優先してきたのだろうか、それとも行政府の三権分立侵害を防ぐこと(水平的説明責任の維持)だろうか。もちろん両者は二律背反とはかぎらず、ひとつの違憲立法審査が覇権維持と水平的説明責任維持の両方の効果を及ぼす場合もありえよう。しかし本稿では、(体系的分析が可能な)すべての違憲立法審査結果において、覇権維持と水平的説明責任維持のどちらの比重がより大きいかを問う。

この疑問に答えるため、本稿はトルコの1984~2007年の憲法裁判所判決録をコード化し、定量・定性分析することにより、「覇権維持優位」と「水平的説明責任維持優位」という

図1 違憲判決が下った審査請求の審査請求者別内訳——1984~2007年(N=125)——

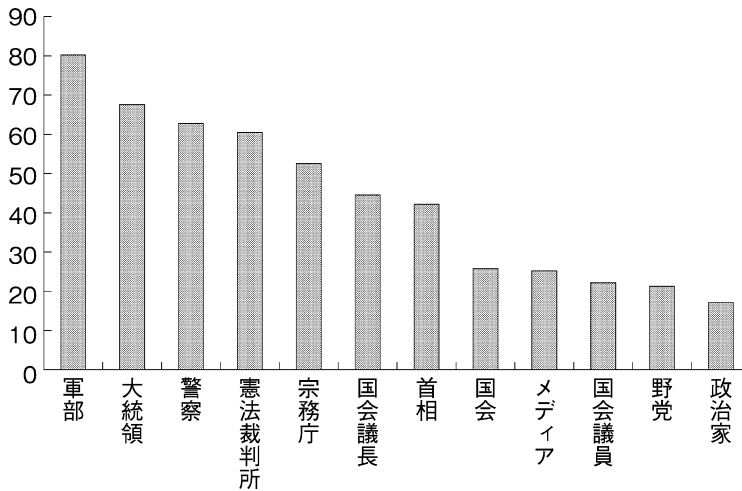


(出所) トルコ憲法裁判所判決録より筆者作成。

(注) 審査対象法律のすべてまたは一部について違憲判決が下された審査請求の件数。括弧内は、それぞれの審査請求者が審査請求資格を有していた年数。

*国家エリート大統領を審査請求者とする18件のうち、1件は第1野党、5件は国会議員5分の1も、大統領とならんで審査請求者になっている。しかし、いずれの場合も大統領が最初の審査請求者だったため、ここに分類した。

図2 公的機関に対する信頼 (%)



(出所) TNS-Turkey (2010) より筆者作成。

(注) 各機関を信頼すると答えた人のパーセント比率。1998年1月～2009年11月の月次データの平均。全国2000名を対象とした面接調査結果。

2つの仮説を検証した。第1に「覇権維持優位」仮説は、(1)審査請求者（大統領ないし野党第1党）が非国家エリートよりも国家エリートの場合、(2)審査請求理由が水平的説明責任よりも国家原則の場合、違憲判決が下されやすいというものである。第2に「水平的説明責任維持優位」仮説は、(1)審査請求者が国家エリートか非国家エリートかは違憲判決確率に影響を与えない一方で、(2)審査請求理由が国家原則よりも水平的説明責任の場合に違憲判決が下されやすいというものである。検証の結果は、第2の「水平的説明責任維持優位」仮説をおおむね支持した。大統領による審査請求についていえば、非国家エリート出身者よりも国家エリート出身者のほうが違憲判決を引き出しやすかった。しかし、大統領からの審査請求はそもそも少ない上、そのなかで国家原則に関する違憲判決はさらに少なかった。このように、トルコにおける違憲立法審査制度は、国家エリートの覇権維持

というよりは水平的説明責任を確保するという側面が強い。以下ではまず第I節でトルコの違憲立法審査制度の特質を明らかにする。第II節の「研究設計」では、分析手法とデータを提示する。そして第III節で、覇権維持よりも水平的説明責任維持がより多くみられるという定性・定量的知見を示したうえで、「おわりに」で全体の議論をまとめる。

I トルコにおける抽象的違憲立法審査

トルコは非西欧諸国としてはかなり早く1962年に違憲立法審査制度を導入した。その違憲立法審査制度の長い歴史は、請求者と裁判所の行動を体系的に分析するためのデータの蓄積を生んだ。本節では、トルコにおける抽象的違憲立法審査の制度的特徴と歴史的背景を概観し、それが当初は議会多数派与党の横暴を防ぐために設計されていたことを示す。近年、トル

コにおける司法積極主義への批判が高まるようになったが、過去半世紀についての憲法裁判所の行動はいまだに体系的に分析されていない。

1. 多数派による専制と違憲立法審査の導入

トルコにおける抽象的違憲立法審査の主要な制度的特徴を、(1)審査請求頻度と(2)違憲判決確率を規定すると考えられる要因からまとめたものが表1である。先進・新興民主主義についての既存研究によれば、(1)審査請求の頻度は、審査請求資格対象が広いほど [Ginsburg 2003], 憲法規定が詳細で明瞭であるほど [Sieder, Schjolden and Angell 2005], および立法過程における拒否点 (veto points) の数が少ないほど [Sweet 2002, 54]^(註17), 高くなると考えられる。また(2)司法府が(独立性を維持して)違憲判決を下すための条件は、立法府と行政府の間 [Figueiredo, Jacobi and Weingast 2006, 207-212; Weingast 2002, 676; Chavez 2004; Epstein, Knight and Shvetsova 2001] あるいは政党制 [Smithey and Ishiyama 2002; Herron and Randazzo 2003] ないし政治エリート間 [Gins-

burg 2003, 106-157; Vondoepp 2006; 2008; 2009] において競争状態が存在すること、司法府が政策的方針を持っていること [Segal and Cover 1989; Segal et al. 1995; Steunenberg 1997], 世論の支持を得ていること [Vanberg 2008, 106-111; Durr, Martin and Wolbrecht 2000; McGuire and Stimson 2004; Vanberg 2001; Staton 2006] などであるとされる^(註18)。これらの知見とトルコの違憲立法制度の特徴を照らし合わせると、トルコにおける違憲立法審査の頻度は高く、違憲判決の確率も高いことが予想される(表1)。これは、トルコにおいて、違憲立法審査が覇権維持または水平的説明責任維持という機能を果たす条件を備えていることを意味する。

それでは、覇権維持と水平的説明責任維持のどちらがより支配的なのかについて、歴史的背景と既存研究を概観したうえで、作業仮説を提示してみたい。トルコでの違憲立法審査制度は、議会多数派が専制化したことに対する反発に起因している [Aliiefendioglu 1996, 73]。トルコ初の民主主義的選挙(1950年)で政権に就いた民主党はその後独裁化した。「基本的権利の有効

表1 トルコにおける違憲立法審査制度——審査頻度と違憲判決を規定する制度的要因¹⁾——

要因	形容 (効果) ²⁾	根拠
対審査頻度： 拒否点 請求資格対象者 拘束性	少ない (+) 限定的 (-) 強い (+)	1 院制議会 大統領, 首相, 第 1 野党, 国会議員の 5 分の 1 審査は 1 回のみで結果は拘束的
対違憲判決： 判事任命	与党色排除 (+)	上級裁判所が正規判事 11 席のうち 7 席につき各 3 候補を推薦し, 大統領が任命。
裁判所の原則方針	強い (+)	世俗主義, 一元的国民国家
世論の支持	強い (+)	世論調査結果 (図 2)
政党競合	大きい (+)	分極的 (2002 年まで)

(出所) 筆者作成。

(注) 1) 1984~2007 年に請求された違憲立法審査。

2) 審査頻度ないし違憲判決確率を高める場合は+, 低める場合は-。他国と比べた, 筆者による印象的評価。

な法的保障と法律の合憲性の司法審査がなかったために、民主党政権は野党の権利を大幅に制限する一連の法律を成立させた」のである [Özbudun 2000, 53]。1960年、反政府抗議行動が高まるなか、政府が軍部にデモを鎮圧するように命令すると、軍部はこれを拒否し、かわりに政府を倒した。すなわち当時施行されていた1924年憲法が抑制と均衡の機能を欠いていたことが、「トルコにとっての民主主義の最初の試行が崩壊した主要な原因だった」 [Özbudun 2000, 53]。クーデター後に文民と軍部の共同で起草された1961年憲法のもっとも重要な目的は、多数派民主主義から多元主義的民主主義への移行だった。後者の制度的要件は、(1)憲法の至上性、(2)三権分立、(3)多元主義的、参加型社会構築だった [Özbudun 1993b, 17-21]。そして特に、議会多数派による専制を防ぐために、選挙制度が比較多数制から比例代表制に変更され、議会上院が創設され、違憲立法審査制度が導入されたのである。

違憲立法審査の基本的な構造は(1980年の軍事クーデター後に起草された)現行の1982年憲法でも、審査請求資格が狭められたことを除けば1961年憲法と同様である。1961年憲法では審査請求資格を大統領、上下両院いずれかの政党内閣(註19)、下院に政党内閣をもつ政党、直近総選挙で得票率が10パーセント以上の政党、上下両院いずれかの議員の6分の1、自らの存続および任務にかかわる場合、判事最高委員会、最高裁判所、最高行政裁判所、最高軍事裁判所、および大学に与えていた(第149条)。この規定は小政党が違憲立法審査請求により政府に抵抗することを許したため、1982年憲法では政党内閣ないし議員の請求資格を、第1野党と(1院

制)国会議員5分の1に限定した(第150条)。1982年憲法はまた1961年憲法よりも非民主主義的とみなされている。1982年憲法が個人や集団の権利を制限し、行政府(大統領と内閣)の権限を強化したからである [Özbudun 1993b; Yazıcı 2009]。

2. 国家エリートの覇権維持?

このようにトルコの違憲立法審査導入の動機には水平的説明責任が色濃いが、近年になって司法積極主義を懸念する議論がトルコでも台頭した。覇権維持理論 [Hirschl 2004] のモデルとなった4カ国では、少数派エリートの権利を擁護する内容の「権利章典」(bill of rights)が憲法規定として導入され、それが違憲立法審査により守られているとされる。トルコでは、権利章典にあたる憲法規定は、違憲立法審査制度樹立の前にも後にも導入されていないが、トルコの(少数派エリートにあたる)国家エリートの利益が世俗一元的国家という国家原則と一致している可能性は否定できない。実際、Özbudun (2007, 264-265) は、トルコにおける司法積極主義が基本的人権ではなく国家の基本的価値と利益を守ることを目的としているうえ、国家原則は憲法では曖昧に述べられているために憲法裁判所は解釈上のかなりの裁量をもっていと論じている。また、違憲立法審査制度の目的が、導入当初には多数派の専制の抑制だったとしても、時間とともに変質し、覇権維持になったかもしれない。最近になると、憲法裁判所が過剰な権限を行使しているとの議論も強まっている [Özbudun 2007; Can 2007; Arslan 2008; Yazıcı 2009, 183-223; Özbudun and Gençkaya 2009, 108-109] (註20)。これらの議論を

踏まえると、違憲立法審査が、政府の越権行為を阻止することよりは、トルコの国家エリートが依って立つ国家原則を擁護することに腐心しているのかという疑問も湧く。ただし先の研究は、注目された代表的な事例（政党解散命令、法律のみならず憲法改正の違憲立法審査、議会内対立が起きたときの国会議事運営規定の解釈など）の分析にもとづいている^(註21)。

この疑問により体系的な分析で答えをみつけるためには、覇権維持を求める国家エリートが誰であるのかを特定する必要がある。トルコの文脈において、国家エリートは世俗一元的なトルコ国家の利益と価値を擁護する行政・法務官僚、士官、および一部の政党・政治家であり、社会経済的集団を代弁する政党・政治家からなる政治エリートと区別される [Özbudun 1993a; Heper 2002, 140]。同時に、国家エリートはトルコの「中心・周辺」亀裂の中心を、政治エリートは周辺を、それぞれ代表している。このようにまず、憲法裁判所判事は国家エリートから構成されている。次に、違憲審査請求者である大統領、野党第1党、国会議員の5分の1は、国家エリートと非国家エリートからなるが（政治エリートと同じ意味だが、誤解を生む可能性があるため、非国家エリートとした）、両者の区分の鍵はトルコの政党の類型にある。

政党では、トルコにおける共和制樹立を主導してきた共和人民党 (Cumhuriyet Halk Partisi : CHP, 1923~1981年) が国家エリート政党と呼ばれている [Özbudun 1993a]。またその流れをくむ、社会民主主義人民党 (Sosyal Demokratik Halkçı Parti : SHP, 1983~1995年)、民主左派党 (Demokratik Sol Parti : DSP, 1985年~)、および前述 CHP (1923~1981年) と同名

ながら組織的継続性はない CHP (1992年~) が (「中心・周辺」亀裂の) 中心を代表することが投票行動様式から確認されている [Kalaycıoğlu 1999; Esmer 2002; Çarkoğlu and Hinich 2006; Çarkoğlu 2007; Çarkoğlu and Kalaycıoğlu 2007]。これらのことからここでは、SHP, DSP, および2つのCHPを国家エリート政党、他を非国家エリート政党と呼ぶことにする。大統領については、1982~2007年の4名の大統領（議会による間接選挙で選ばれる）のうち、2名が非政治家出身（1982~1989年のケナン・エヴレン [Kenan Evren] 前国軍参謀総長、2000~2007年のアフメット・ネジデット・セゼル [Ahmet Necdet Sezer] 前憲法裁判所長官）であるためこれらを国家エリート、残り2名が政治家しかも非国家エリート政党出身（1989~1993年のトゥルグット・オザル [Turgut Özal] 祖国党前党首かつ前首相、1993~2000年のスレイマン・デミレル [Süleyman Demirel] 正道党前党首かつ前首相）であるため、これらを非国家エリートと分類した（肩書きの「前」は、いずれも大統領就任時）。

3. 仮説

前述のように、トルコにおいては比較的独立性の高い憲法裁判所が存在しており、現政権の成立させた法律に対してかなりの頻度で違憲判決を下してきた。それら判決の動機・目的のなかには、国家エリートが非国家エリート与党の政策を阻止するという政治的なもの（覇権維持）もあるかもしれないが、現政権が行政府権限を拡大するための立法を是正するという規範的なもの（水平的説明責任維持）もあるかもしれない。本稿はトルコにおける抽象的違憲立法

審査において、国家エリートの覇権維持と水平責任説明維持（行政府による立法、司法権侵害の阻止）のどちらがより優位であるかを設問とし、(1)覇権維持が優位（覇権維持＞水平的説明責任）、(2)水平的説明責任維持が優位（覇権維持＜水平的説明責任）という2つの作業仮説（以下、仮説と呼ぶ）を検証する。

2つの仮説のうちそれぞれが支持される条件は表2の通りである。すなわち(1)「覇権維持優位」仮説が成り立つためには、①審査請求者（大統領ないし野党第1党）が非国家エリートよりも国家エリートの場合、②審査請求理由が水平的説明責任よりも国家原則の場合、違憲判決が下されやすいことである^(註22)。他方、(2)「水平的説明責任維持優位」仮説が成り立つためには^(註23)、①審査請求者（大統領ないし野党第1党）が国家エリートか非国家エリートかは違憲判決確率に影響を与えない一方で、②審査請求理由が国家原則よりも水平的説明責任の場合に違憲判決が下されやすいことである^(註24)。なお、これらの仮説の前提は、審査頻度が特定の審査請求者や審査請求理由に偏っていないことである。もし特定の請求者や請求理由の頻度（すなわち母数）が特に高いと、違憲判決確率は他の請求者や請求理由と同じであっても、その請求者や請求理由に対応する違憲判決数はそれだけ大きくなるからである。そのためこの前提条件

をも確認する。

II 研究設計

本稿の研究設計では、司法独立性の分析方法を改善する試みとして、混合効果モデル（後述）を用いた。本節ではまず既存の独立性尺度の問題点を指摘した上で、その代替となる尺度を提示する。そして、データと分析単位、審査請求者と審査請求理由のコード方法、推計モデルを説明する。

1. 独立性尺度の問題点への対応

司法府、特に憲法・最高裁判所の行動（司法の独立性や司法積極主義）に関する既存の実証研究のほとんどは、司法の独立性の尺度として違憲判決比率を用いてきたが [Vanberg 2008, 102]、この尺度には以下のような2つの大きな問題がある。第1に、この尺度は審査請求の妥当性を考慮していない。勝訴の確率が低くてもメディアの注目を引くために違憲立法審査に訴える傾向はイスラエル連立政権の平議員について観察されている [Dotan and Hofnung 2005]。他方、世論の注目ではなく違憲性の除去を目的とする請求者は、違憲判決が濃厚な（違憲判決確率の高い）法律にかぎって違憲審査請求をおこすだろう。第2に、過去の研究の多くは違憲

表2 2つの仮説——独立変数が違憲判決を引き出す効果——

仮説	独立変数	
	審査請求者*	審査請求理由
覇権維持優位	国家エリート > 非国家エリート	国家原則 > 水平的説明責任
水平的説明責任維持優位	国家エリート = 非国家エリート	国家原則 < 水平的説明責任

(出所) 筆者作成。

(注) *大統領と野党第1党について、別々に検証する。=は、統計的に有意な差がないことを示す。

判決の理由を十分に解明してこなかった。解明の試みがあったとしても、違憲の理由を該当法の性格に求めたにすぎない [Epstein, Knight and Shvetsova 2001; Herron and Randazzo 2003]。しかし実際に憲法裁判所が判断の対象とするのは、ひとつの法律のなかにあるさまざまな条文についての多様な違憲の訴えである。

本稿ではこれら2つの問題に以下のように対応した。第1に、審査請求件数が審査請求者や審査請求理由ごとに大きな違いがあるかどうかを確認した。違憲判決確率が同じであっても、審査請求件数(母数)に大きな違いがあれば、違憲判決数にも違いが生じるからである。第2に、裁判所の判決をより正確に分析するために、審査請求された法律のなかのすべての違憲主張箇所について、違憲主張の理由とそれに対する判決を精査した。ただし、すべての違憲主張の理由を体系的にコード化するのは至難の業である。次善の策として本稿では以下で詳しく述べるように、違憲主張の理由で言及された憲法条文を用いて審査請求理由を(1)国家原則、(2)個人と集団の権利、(3)水平的説明責任の3つの区分にコード化した。(1)の国家原則とは、世俗主義、トルコ民族主義にもとづく一元的国民国家、法治国家、社会国家(国民の社会権を保障すること)という主要な原則を意味する。これは国家と個人・集団を拘束する原則である。(2)の個人・集団の基本的権利と義務は、国家と社会(個人・集団)の関係を規定する。(3)の水平的説明責任は、立法府、行政府、司法府の権限を定めている。なおロシアの違憲立法審査の分析 [Epstein, Knight and Shvetsova 2001]^(註25)では審査対象の法律の種類を、(1)連邦制、(2)個人の権利、(3)三権分立(水平的説明責任に該当)に

分類していることからしても、本稿のコード方法はある程度の一般性をもつと考えられる^(註26)。

2. データと分析単位

本稿は1984~2007年の時期を選んだ。これはトルコの2回目かつ直近の軍事政権(1980~1983年)以降の時期にあたる。それ以前の1962~1980年の時期は2つの理由により含めなかった。第1に、本稿のおもな関心は、近年高まりつつあるトルコの司法支配の議論である。第2に、両時期では制度的特徴が多少異なる。1980年以前は審査請求資格が広く与えられていたため、審査件数もそれ以降に比べて有意に多かった [Hazama 1996]。また、1982年憲法に比べてより民主的だった1961年憲法のもとでは、判決基準も異なるはずである。

なお、国会議事運営規定、法的効力をもつ政令(kanun hükmünde kararname)、違憲立法審査請求手続き上の瑕疵から実質審査されなかった法律は、分析対象外とした。また、法的効力をもつ政令発布権限法(yetki kanunu)は水平的説明責任が訴えの理由のほとんどを占めている。そのため、この法律が違憲審査対象の法律のかなりの割合を占めると、特定の法律の種類により本稿の結論が影響を受けることになる。しかし同権限法は、審査対象となった合計175の法律のうち10の法律にすぎない。事前分析では、同法を除外してもしなくても結果にほとんど違いはなかった。

分析単位は2つある。第1の分析単位は、違憲主張である。これは、審査請求において審査請求者が、該当法律のどの部分が何の理由で違憲なのかを述べた部分である。同じ箇所に複数の違憲理由があれば、それぞれを別々に記録し

た。たとえば、審査請求書のなかで、「法律〇〇号の第4条の第2項の〇〇〇〇という条文が憲法第2条、第71条、第72条に反する」という表現があれば、3つの別々の違憲主張をデータベースに記録した。なお、違憲主張の数(m)は審査請求ごとに異なるが、すべての審査請求(n)についての総和($mn=N$)は3153である。第2の分析単位は審査請求($n=175$)で、個別の法律に対応している(註27)。前者の違憲主張という単位では審査請求理由(第1水準の独立変数)と審査結果(従属変数)を、後者の審査請求という単位では審査請求者(第2水準の独立変数)を、それぞれ測定する(第1水準と第2水準については、後述本節第5項参照)。

3. 審査請求者のコード方法

審査請求者は、国家エリート大統領、非国家エリート大統領、国家エリート第1野党、非国家エリート第1野党、国会議員5分の1である。ここで大統領と第1野党を区別したのは、大統領は政党や国会議員に比べて違憲立法審査請求の頻度が低くなりがちだからである。その理由は3つある。第1に、大統領にとって、違憲立法審査請求は利益よりも損失のほうが大きい。大統領は間接選挙で任期は7年、再選不可であるため、違憲判決を引き出すことにより人気を高める必要性は薄い。憲法により政治的中立性も求められており、党籍離脱義務もある。損失としては、合憲判決が出れば大統領は自らの憲法解釈を否定され、その権威に多少なりとも傷がつく可能性がある。より確実な損失は、審査請求が行政内部の対立を露呈することである。これに対して、第1野党および国会議員の5分

の1は、違憲審査を勝ち取れば人気を高めることができる。また敗訴しても該当の争点あるいは法律について世論の注目を引くことができるという利益がある。政府に異議申し立てを行うことが期待されている野党、野党議員にとって、違憲審査請求での棄却判決ははずかしい結果ではない。

第2に、前述のとおり、立法過程での拒否点が多くなると、違憲立法審査請求が少なくなる。この関係も大統領と政党・議員の審査請求頻度の違いを生む要因のひとつになっている。大統領は立法過程において、違憲立法審査に加えてもうひとつの拒否点をもっている。大統領は、議会で成立した法律を公布する前に拒否する権限をもつ。すなわち大統領は違憲立法審査を請求する前に政府法案成立を阻止する機会がある。これに対し、野党およびその議員にとって、違憲立法審査は立法過程における唯一の拒否点である。議会が一院制で上院がないため、多数派与党は常に議会と行政を支配できるためである。

第3に、大統領のなかでも時の政権とイデオロギーを共有する大統領は、そうでない大統領に比べて内閣の成立させた法律に異議を唱える可能性が低い。1984~2007年における2名の非国家エリート大統領のうち、オザルは1989~1991年、デミレルは1993~1995年の間、自分の出身政党が単独ないし連立第1与党だったため(それぞれ、祖国党〔Anavatan Partisi : ANAP〕と正道党〔Doğru Yol Partisi : DYP〕)、時の内閣と協調関係にあった。それ以外の時期には、大統領と内閣の間に少なくとも協調的な関係はみられなかった。

これらの議論から、審査請求者を(1)国家エ

リート（そして内閣と協調関係にはなかった）大統領，(2)非国家エリート（そして一部の内閣とは協調的だった）大統領，(3)国家エリート政党，(4)非国家エリート政党，(5)国会議員の5分の1，という5つに分類することにした。この区分は，以下の3つの前提に依拠している。第1に，大統領は一般的に，違憲判決の数の多さよりも確率の高さを重視する。第2に，第1野党は，違憲判決の確率の高さよりも数の多さを重視する。第3に，国会議員の5分の1とは，必要な人数を集める理由から，国家エリート政党と非国家エリート政党の両方を通常含んでいる。第1と第2の前提は事実確認できないが，第3の前提は判決録から事実確認することができた。

4. 審査請求理由のコード方法

審査請求理由は，1982年憲法に沿って下記の方法により(1)国家原則，(2)個人と集団の権利，(3)水平的説明責任の3つに分類した。第1に，国家原則は，トルコ国家の基本的特質と価値を意味する。そのため，憲法前文，第1部：基本原則のうち，国家の形態（憲法第1条），共和国の特質（第2条），国家の一体性，公用語，国旗，国家，首都（第3条），改憲禁止条項（第4条），国家の基本的目的と義務（第5条），主権（第6条），憲法の至上性と拘束性（第11条），および第7部：最終条文のうち革命法の保持（第174条）からなる。これらの条項は，世俗主義，トルコ民族主義にもとづく一元的国民国家，法治国家，社会国家（国民の社会権を保障すること）という基本原則がトルコの国家と個人・集団を拘束することを定めている。ただし，前述のように，これら国家原則は明確な定義が示されておらず，結果として憲法裁判所に解釈

上のかんりの裁量を与えることになっている [Özbudun 2007, 264-265]。

第2に，個人・集団の権利は，第1部：基本原則のなかの法もとの平等（第10条），および第2部：基本的権利と義務のなかのすべての条項（第12条～第74条）である。これらの条項は個人の基本的権利と義務，社会経済的権利と義務，そして政治的権利と義務からなる。これらの条項は，国家と社会の関係を規定している。

第3に，水平的説明責任は，2つの下位分類（国家機関の権限，および財政・経済規則）からなる。国家機関の権限は，第1部：基本原則のうち，立法権限（第7条），行政権限と機能（第8条），司法権限（第9条），および第3部：共和国の基本組織（第75条～第160条）からなる。財政・経済規則は，第4部：財政・経済規則（第161条～第173条）であり，国家財政運営および経済政策上の規則を定めているため，特に行政府が遵守すべき規定に該当する。これらの条項は，国家の主要な機関の権限の配分を定めている。

水平的説明責任に関する上記の憲法規定は，立法，司法，行政府の権限を単に列挙しているのではなく，行政府の強大化を防ぐ仕組みになっている。すなわち，行政府についての規定は行政権限の限界を示す表現になっている^(註28)。特に，第8条は，行政府のどのような決定も，既存の法律に依拠しなければならない原則を定めており，行政府に関する条項のなかでも第123条，第126条，第127条，第128条などがこの原則を前提としている [Özbudun 1993b, 154-155]。これに対し，立法府については立法権限移譲不可の原則，司法府については司法独

立性の原則を明示し、これらの権限を守る表現がとられている。

5. 推計モデル

審査請求頻度については、平均と比率の差の検定を実施する。分析単位は違憲立法審査請求（以下、審査請求と称す）である。方法は単純であるため、その説明は次節での結果説明に含める。違憲判決確率については、2水準混合効果ロジスティック回帰モデル（two-level mixed effects logistic regression model）でまとめて検証する。これは、ロジスティック回帰モデルと混合効果モデル（以下で説明する）を組み合わせたものである。

従属変数は違憲主張ごとの憲法裁判所の判決で、審査請求資格者の主張を認めて法律の該当箇所を違憲と判断すれば1、認めず合憲と判断すれば0となる二項変数である。そのために、連続変数ではなく二項変数を従属変数とするロジスティック回帰モデルを基本とする。

独立変数は、集約水準が異なる2種類のダミー変数群である。まず違憲主張ごとに値を割り振ったのが、審査請求理由の3つのダミー変数（国家原則、個人・集団の権利、財政・経済規則で、国家機関の権限を対比基準とする）、次に審査請求ごとに値を割り振ったのが、審査請求者の4つのダミー変数（国家エリート大統領、非国家エリート大統領、国家エリート第1野党、国会議員の5分の1で、非国家エリート第1野党を対比基準とする）である。このように異なる集約水準の独立変数を扱う場合、混合効果モデルが必要になる。最大の理由は、通常の線形回帰モデルだと、第2水準の独立変数（本稿の場合、審査請求者のダミー変数）が第1水準で変動

すると前提していることである。本稿で用いる最終的な推計モデル（後述モデル4）は以下のとおりである。

$$\ln(D_{i,j}/(1-D_{i,j})) = \alpha + \beta_1(S_{i,j}) + \beta_2(R_{i,j}) + \beta_3(PS_j) + \beta_4(PN_j) + \beta_5(OS_j) + \beta_6(MP_j) + v_j$$

ここで、 $i=1, \dots, m$ の第1水準は違憲主張で、 $j=1, \dots, n$ の第2水準の審査請求のなかに入れ子になっている。なお、違憲主張の数（ m ）は審査請求ごとに異なるので、ここではモデルの説明上用いたにすぎない。 $D_{i,j}$ は憲法裁判所が違憲主張を認める確率（ b という条件下で憲法裁判所が違憲主張を認めた場合に Y が1、認めなかった場合に Y が0の値を取るとすると、 $\text{Prob}(Y=1|b)=D$ ）である。 $S_{i,j}$ 、 $R_{i,j}$ は国家原則と個人・集団の権利で、水平的説明責任（ $H_{i,j}$ ）を対比基準とする。 PS_j 、 PN_j 、 OS_j 、 MP_j はそれぞれ、国家エリート大統領、非国家エリート大統領、国家エリート第1野党、国会議員の5分の1で、非国家エリート第1野党（ ON_j ）を対比基準とする。 α は定数項、 β_k は k 個の回帰係数、 v_j は第2水準での誤差項である。 v_j はさらに $\beta_7(S_j) + \beta_8(R_j)$ に分解される。第1水準の独立変数の効果が審査請求ごとに異なることを想定しているためである。なお、二項分布に従う変数の分散は平均により決まるため、第1水準での誤差項は設定しない[Luke 2004, 55-57]。

III 違憲判決確率の規定要因

本節は、審査請求者や審査請求理由の種類が憲法裁判所の判決結果に影響を及ぼすかを検証

する。その前にまず、審査請求における審査請求者や審査請求理由の頻度分布に大きな偏りがないかを確認する。次に、憲法裁判所の違憲判決確率についての検証結果を提示する。検証の結果、第1に、審査請求者では、第1野党が国家エリートか否かは違憲判決確率に影響を与えていないこと、第2に、審査請求理由としては水平的説明責任が国家原則よりも高い確率で違憲判決を引き出していることが、水平的説明責任維持優位仮説を支持していた。他方、憲法裁判所は国家エリート大統領の訴えを非国家エリート大統領よりも高い確率で認めていた。しかし、そもそも大統領による審査請求が少ないためにその影響は限定的であるのに加え、国家エリート大統領が請求した審査での違憲判決理由で世俗一元国家に関するものはきわめて少なく、その大半は水平的説明責任に関わるものだった。

1. 審査請求者と審査請求理由の種類別頻度

まず申請者別の請求頻度を概観する。表3は、請求者別請求件数、単独・連立政権の別、大統領と政権与党とのイデオロギ－的距離を年別に示している。第1に、時系列的分布では、請求者別請求件数は大きな偏りがないことから、審査請求の対象となりうる法律はほぼ同質であると考えられる。また、単独（非世俗）・連立（非世俗・世俗混合）政権の別^(註29)、大統領と政権与党とのイデオロギ－的距離も、偏りは小さい。ただし、変数間関係でみると、大統領と政権与党とのイデオロギ－的距離が、国家エリート大統領のほとんどの時期において大きいことは、国家エリート大統領の審査請求を増やす効果をもつと考えられる。

第2に、大統領の請求頻度は他の審査請求者よりも小さい。大統領は年間平均1.0件の審査を請求したのに対し、野党第1党は同3.8件、国会議員5分の1は同2.4件の審査を請求している。この差異の理由は、第II節第3項で詳説したとおりである。また大統領による審査請求総数は25件と、全体の14.3パーセントしか占めていないのに対し、第1野党の審査請求総数は92件と全体の52.6パーセントと過半数を占める。このように、大統領による審査請求は、頻度および総数からすると違憲立法審査に与える影響は限定的である。

第3に、年平均審査請求回数を国家エリートと非国家エリートの区分でみると、国家エリート大統領は非国家エリート大統領よりも頻繁に違憲立法審査を請求している。前者が年平均1.4回、後者が年平均0.6回で両者の差は（一般的に社会科学ではもっとも緩い水準である）10パーセント水準で統計的に有意だった（ $t=2.00$, $p=0.059$ ）^(註30)。この結果からすると、国家エリート大統領は非国家エリート大統領よりも現政権に異議を唱える傾向が強かったといえる。他方、国家エリート第1野党が4.0回、非国家エリート第1野党が3.6回で、両者の間に統計的に有意な差はなかった（ $t=0.24$, $p=0.812$ ）。国家エリート第1野党が単独政権を、非国家エリート第1野党が連立政権を相手にしていた（単独政権は連立政権よりも拒否点が少ないとともに与党が野党を圧倒しており強行採決が起きやすいために違憲審査請求件数は多くなるはず）ことは、上記の結果によりいっそうの信憑性を与えている。

すなわち、請求頻度は、大統領において国家エリートが非国家エリートを上回っているが、

表3 請求者の年別分布

年	請求件数						単独政権 ¹⁾	大統領と与党の距離 ²⁾
	PS	PN	OS	ON	MP	全請求者		
1984	0	—	5	—	1	6	1	2
1985	1	—	1	—	9	11	1	2
1986	2	—	3	—	2	7	1	2
1987	1	—	10	—	0	11	1	2
1988	1	—	5	—	0	6	1	2
1989	1	—	6	—	0	7	1	2
1990	—	0	8	—	0	8	1	0
1991	—	0	4	—	0	4	1	0
1992	—	2	—	2	0	4	0	1
1993	—	0	—	1	0	1	0	1
1994	—	0	—	2	5	7	0	0
1995	—	1	—	6	3	10	0	0
1996	—	2	—	2	9	13	0	1
1997	—	1	—	1	2	4	0	1
1998	—	0	—	0	1	1	0	1
1999	—	0	—	4	2	6	0	1
2000	0	—	—	8	0	8	0	1
2001	2	—	—	13	0	15	0	1
2002	1	—	—	1	2	4	0	1
2003	2	—	8	—	3	13	1	2
2004	1	—	1	—	8	10	1	2
2005	4	—	1	—	7	12	1	2
2006	2	—	0	—	2	4	1	2
2007	1	—	0	—	2	3	1	2
通年合計	19	6	52	40	58	175		
	25		92		58	175		
年平均 ³⁾	1.4	0.6	4.0	3.6	2.4	7.3		
	1.0		3.8		2.4	7.3		

(出所) 憲法裁判所判決録より筆者作成。

(注) 数値がないのは、在任していなかったか、請求資格がなかったことを示す。

PS：国家エリート大統領。1982～1989年のケナン・エヴレン（Kenan Evren）前軍参謀総長，2000～2007年のアフメット・ネジデット・セゼル（Ahmet Necdet Sezer）前憲法裁判所長官。

PN：非国家エリート大統領。1989～1993年のトゥルグット・オザル（Turgut Özal）前祖国党党首かつ前首相，1993～2000年のスュレイマン・デミレル（Süleyman Demirel）正道党前党首かつ前首相。

OS：国家エリート第1野党。人民党（Halkçı Parti：HP），社会民主人民党（Sosyal Demokratik Halkçı Parti：SHP），共和人民党（Cumhuriyet Halk Partisi：CHP），民主左派党（Demokratik Sol Parti：DSP）。

ON：非国家エリート第1野党。祖国党（Anavatan Partisi：ANAP），正道党（Doğru Yol Partisi：DYP），民族主義行動党（Milliyetçi Hareket Partisi：MHP），福祉党（Refah Partisi：RP），美德党（Fazilet Partisi：FP），公正発展党（Adalet ve Kalkınma Partisi：AKP）。

MP：国会議員5分の1。

1) 単独政権は1，連立政権は0。なお，単独政権はすべて非国家エリート政権，連立政権は非国家エリート政党と国家エリート政党による。

2) 両者のイデオロギー的距離。大統領が国家エリートで政権が（非国家エリート）単独与党の場合は2（＝大きい），政権が（非国家エリート・国家エリートの混合）連立政権の場合，大統領が国家エリートか非国家エリートかにかかわらず1（＝小さい），非国家エリート大統領の出身政党と（第1）与党が一致している場合0（＝ない）とした。これ以外の組み合わせはなかった。なお，大統領と政権の任期は年の途中に開始，終了するが，当該年の大統領による請求件数のより多くに対応する両者のイデオロギー的距離を示した。

3) 在任期間（＝請求資格がある時期）の年間平均。

より頻繁な請求者である野党第1党では国家エリートと非国家エリートの間には有意な差はない。このため総じていえば請求者別の請求頻度に大きな偏りは認められない。

次に、審査請求理由別頻度を表4に掲げた。上述の通り、審査請求理由は違憲主張ごとに特定されているため各審査請求につき複数個存在する。その結果、総数は3153になる。同表によると、審査請求理由のなかで国家原則は3割弱(27.1パーセント)なのに対し、水平的説明責任は半数に近い(48.6パーセント)。このことは、違憲判決確率において国家原則と水平的説明責任の間で有意な差がなくても、憲法裁判所が認めた違憲主張の約半分は水平的説明責任に依拠していることになる。これは、国家原則の違憲確率が仮に水平的説明責任の違憲確率よりも高かったとしても、覇権維持優位仮説を支持するための前提条件が備わっていないことを意味する。逆に、国家原則の違憲確率が仮に水平的説明責任の違憲確率よりも低い場合に水平的説明責任維持優位仮説を支持するための前提条件は満たされていることになる。

2. 憲法裁判所の判断

本稿の設問は、憲法裁判所が(1)国家エリートの大統領ないし第1野党の訴えを非国家エリー

表4 審査請求理由(N=3153)の内訳

	n	%
国家原則	854	27.1
個人・集団の権利	768	24.4
水平的説明責任*	1,531	48.6
合計	3,153	100.0

(出所) 筆者作成。

(注) *内訳は、国家機関の権限1248(39.6パーセント)と財政・経済規則283(9.0パーセント)。

トの大統領ないし第1野党の訴えより、また(2)国家原則を水平的説明責任より、それぞれ優先する判決を下しているかであった。この設問についての分析結果が表5である。モデル1と2は、大統領について、モデル3と4は野党第1党について、国家エリートと非国家エリートを対比させ、下位標本と全体標本を用いて分析したものである。結果の説明の前に、この表の読み方を説明する。同表に示された2水準混合ロジスティック回帰分析結果では各独立変数の従属変数への効果を、オッズ比として示してある。オッズ比とは、各独立変数の単位がひとつ変化すると、従属変数(違憲判決)の確率が(変化する前に比べて)何倍になるかを示したものである。しかも各独立変数はすべて(値を0か1とする)ダミー変数なので、オッズ比が1より大きいと対比基準(ダミー変数で0の値を与えられたカテゴリー)と比べて違憲判決を引き出す確率がより大きいこと、1より小さければその確率がより小さいことを意味する。同表の場合、たとえばモデル2では、請求者が国家エリート大統領の場合、違憲判決を得る確率は、非国家エリート大統領(対比基準)の場合の20.297倍で、この倍率は1パーセント水準で統計的に有意である。また、審査請求理由が国家原則の場合、水平的説明責任(対比基準)の場合の0.354倍で、この倍率は1パーセント水準で統計的に有意である。

このようにして2水準混合ロジスティック回帰分析結果を解釈してみよう。まず審査請求者についてみると、モデル1と2は、大統領が非国家エリートよりも国家エリートの場合に違憲判決確率が高いことを示している。モデル3と4では第1野党が国家エリートか非国家エリー

表 5 違憲判決の規定要因

対比 標本 モデル番号	大統領		第 1 野党	
	下位標本 1	全標本 2	下位標本 3	全標本 4
<u>固定効果</u>				
審査請求者 ⁴⁾				
PS (国家エリート大統領)	20.665 ¹⁾ <i>1.63</i>	20.297 ²⁾ <i>3.42</i>		22.623 ²⁾ <i>3.52</i>
PN (非国家エリート大統領)				1.318 <i>0.20</i>
OS (国家エリート第 1 野党)		0.343 <i>-0.64</i>	1.100 <i>0.17</i>	1.109 <i>0.17</i>
ON (非国家エリート第 1 野党)		0.309 <i>-0.76</i>		
MP (国会議員 5 分の 1)		3.904 <i>0.87</i>	3.507 <i>0.91</i>	1.336 <i>0.47</i>
請求理由 ⁵⁾				
S (国家原則)	0.534 <i>-1.57</i>	0.354 ²⁾ <i>-4.47</i>	0.458 ²⁾ <i>-3.52</i>	0.353 ²⁾ <i>-4.49</i>
R (個人・集団の権利)	0.366 <i>-1.16</i>	0.348 ²⁾ <i>-4.36</i>	0.349 ²⁾ <i>-4.46</i>	0.344 ²⁾ <i>-4.41</i>
<u>ランダム効果推定</u>				
第 2 水準：審査請求				
標準偏差 (国家原則)	0.001	1.276 ³⁾	0.001	1.274 ³⁾
標準偏差 (個人・集団の権利)	1.655	0.877 ³⁾	0.001	0.875 ³⁾
標準偏差 (定数項)	3.135 ³⁾	2.580 ³⁾	2.312 ³⁾	2.589 ³⁾
審査請求数 (n)	25	175	97	175
観察数 (N)	405	3,153	1,796	3,153
Wald chi2	5.37	43.58	23.22	43.10
Prob > chi2	0.146	0.001	0.001	0.001

(出所) 憲法裁判所判決録より筆者作成。

(注) 数値は 2 水準混合効果ロジスティック回帰分析結果。固定効果の推計係数はオッズ比として示した。斜体の数値は Z 値。ランダム効果推定は、第 1 水準 (審査請求理由の単位, m) の変数と定数項が第 2 水準 (審査請求の単位, n) で有意に変動するか (別の言い方をすれば、審査請求ごとに異なる係数と切片を設定するのが相応しいか) を示したものである。

- 1) 固定効果推計値が 10 パーセント水準で有意であることを示す。
- 2) 固定効果推計値が 1 パーセント水準で有意であることを示す。 p 値が 1 パーセント以上 10 パーセント未満の推計値はなかった。
- 3) ランダム効果推計値が 95 パーセントの信頼区間にあることを、それ以外は同信頼区間外にあることを示す。
- 4) 第 2 水準変数。対比基準は、モデル 1 と 2 では非国家エリート大統領、モデル 3 と 4 では非国家エリート第 1 野党。グループ数 (n) は 175。
- 5) 第 1 水準変数。対比基準は、すべてのモデル (1 ~ 4) で水平的説明責任。観察数 ($mn=N$) は 3153。なお審査請求理由の数 (m) は審査請求ごとに異なるので、ここではモデルの説明上用いたにすぎない。

トであるかは違憲判決確率で有意な影響を与えないことを示している。次に、審査請求理由についてみると、国家原則（や個人・集団の権利）よりも、水平的説明責任（請求理由の対比基準）が違憲判決につながりやすい^(#31)。モデル2から4までで、国家原則が違憲判決を引き出す確率は、水平的説明責任の場合の4割前後である。モデル1ではおそらく審査請求数が少ないために（ $n=25$ ）有意水準に達していないが、Z値の符号は負で、他のモデルの結果と整合的である。

上記の結果は、違憲立法審査の大半の事例において水平的説明責任維持仮説が妥当することを示している。審査請求者については第1野党が国家エリート政党であるか否かが違憲判決が下される確率に影響を与えないこと、および審査請求理由については水平的説明責任違反が裁判所に認められやすいことが理由である。他方、国家エリート大統領の訴えが非国家エリート大統領の訴えよりも認められやすい点は覇権維持仮説と整合的だが、前述のようにそもそも大統領の請求による違憲立法審査は総審査数の14.3パーセントにとどまっているため、全審査への影響は限定的である。

ただし数は少なくとも国家エリート大統領の請求による違憲立法審査の結果、覇権維持的判決が頻繁に下されているかを確認する必要がある。国家エリート大統領の請求により違憲判決が引き出されたすべての判決での違憲理由を示したのが表6である。これによると、世俗主義または一元的国民国家の原則に反するとの判決が下されたのは、大学でのスカーフ着用を許す法律（審査請求番号1989/1）、地方政府の権限拡大を狙った法律（審査請求番号2005/32）などに

かぎられ、大半は行政府の越権行為の阻止と手続上瑕疵の是正を目的としている。確かに国家公務員の権利擁護の事例もみられるが、それらは覇権の維持というよりは正当な権利の喪失阻止との形容がよりふさわしい。すなわち国家エリート大統領の請求に対する違憲判決でも、そのほとんどが水平的説明責任を理由にしていることがわかる。

また、水平的説明責任違反を理由にした違憲判決が実際に行政府の越権行為の是正を目的としていることは、表7に示されている。同表は、違憲判決が下された法律のうち、憲法裁判所が認めた審査請求理由がすべて水平的説明責任に依拠するものである^(#32)。この表に掲げたほとんどの違憲判決で、行政権限の違憲的拡大（立法権移譲）、時限法である予算法に通則法規定を紛れ込ませたこと（隠された立法）、または過去に違憲判決を受けた法律の焼き直し（違憲判決無視）などの、議会多数派与党による立法権や司法権の侵害が判決理由になっている。このように、憲法裁判所は行政府の越権行為を厳しく戒める一方、国家エリートの利益と価値観を代表する世俗主義と一元的国民国家の原則を理由に違憲判決を下すことはむしろまれである。

おわりに

新興民主主義の定着の大きな障害のひとつは、水平的説明責任の欠如、特に行政府による三権分立侵害といわれてきた。水平的説明責任を遵守させるために重要な制度は違憲立法審査である。しかし近年、「中心・周辺」亀裂の深い社会において違憲立法審査が「中心」エリートの覇権維持を最優先しているとの議論が台頭して

表6 国家エリート大統領による審査請求での違憲判決

請求番号	違憲理由
1985/ 3	高級官僚の任官・教育方法を（憲法が求めているように）法律で定めずに関連官庁に委ねたことは、立法権の行政府への移譲にあたる。
1986/ 22	国家公務員共済が、国会議員と非議員閣僚に、他の組合員にはない権利と特権を与えたことは公正を欠く。
1987/ 3	有料のテレビ選挙宣伝は、各政党の資金力に差があることから、政党が国家サービスを平等に享受する権利を損ねる。
1988/ 11	国家公務員共済が、国会議員と非議員閣僚に、他の組合員にはない権利と特権を与えたことは公正を欠く。
1989/ 1	顕著な装束は異なる信仰あるいは有無を理由にした差異を生じさせ、信仰の自由における国家の中立性が損なわれる。
2001/309	判事・検察官が退官後2年間弁護士業務を禁じられる地域を、「退官時の管轄域」から「退官時から遡る5年間の裁判管区」としたことは、基本的人権および労働の自由を不当に制限した。
2001/382	森林地域の認定を外された土地の売却を可能にしたことは森林保護の憲法規定に反する。
2002/ 99	該当法は恩赦法にあたるにもかかわらず、国会での採決結果は、恩赦に必要な3/5多数を欠いていた。
2003/ 33	法律で定められた上下限内での税率変更権限が、（憲法で認められている）内閣ではなく財務省に付与された。
2003/100	松と栗の木の樹生地を森林の対象から外し、伐採を可能にしたことは、森林保護の憲法規定に反する。
2004/107	任意団体が政党へ物質支援することを認めたことは憲法規定に反する。会員が100未満の任意団体に対して有給・無給の職員雇用を禁止するための憲法上の根拠はない。
2005/ 32	地方分権により、憲法が定めた中央行政の（地方行政への）庇護権を弱めた。
2005/ 42	警官教育センターに関する原則ならびに規定が内務省省令により定められるとしたことは、立法権の行政府への移譲にあたる。
2005/139	公務員の性格をもつ職員に関する規定を法律で定めずに銀行管理監督局に委ねたことは、立法権の行政権への移譲にあたる。
2005/143	公務員の権利と責任は法律で定めるべきところ、すべての決定権限が内閣に与えられた。また高級官僚は大統領と内閣の共同任命という憲法規定にも違反。
2006/ 51	新設大学の初代学長候補選定権限が、（憲法が定めたとおりに）高等教育委員会に与えられなかった。
2006/111	年金支給額の算定設計で、公務員が民間部門に比べて不利である。また実質経済成長の分配が想定されていないことや最低支給水準が規定されていないことは、社会国家の原則に反する。
2007/ 5	新設大学の初代学長候補選定で、（憲法が権限を与えた）高等教育委員会の権限行使を難しくした。

（出所）憲法裁判所判決録より筆者作成。

（注）国家エリート大統領が審査を求めた法律の該当箇所のすべてまたは一部に対して違憲判決が下されたもの。請求番号1985/3～1989/1はエヴレン大統領、それ以降はセゼル大統領による請求。

表7 水平的説明責任を理由とする違憲判決

請求番号	請求者 ¹⁾	違憲理由		
		区分 ²⁾	種類	要旨
1985/ 3	PS	SI	立法権移譲	高級官僚の任免と教育の方法を関連省庁に決めさせることは立法権の行政府への移譲にあたる。
1985/ 20	MP	SI	立法権移譲	技術事務所の業務の決定方法が不明瞭であることは、省令は法律に反してはならないとする規定に反する。
1985/ 24	MP	FE	監視欠如	予算外基金への議会監視が欠如している。
1986/ 5	MP	FE	立法権移譲	予算法は歳出増加権限を行政府に与えてはならない。毎年の歳出を要する国家サービスは予算法で定めねばならない。公認会計評議会に関する規定は閣議決定でなく法律で定めねばならない。
1987/ 12	OS	FE	監視欠如	国営企業と予算外基金への議会監視が欠如している。
1987/ 18	OS	SI	立法権移譲	立法権の行政府への移譲にあたる。行政の一体性、地方自治原則、および行政的庇護権限が損なわれている。
1989/ 9	OS	SI	中立性低下	憲法で独立性が保障されている放送委員会の政策権限の一部が中央政府の郵便通信局に移譲された。
1990/ 2	OS	SI	立法権移譲	大学の名前をもつ組織は、行政決定ではなく法律により設置されなければならない。
1990/ 6	OS	FE	隠された立法	該当法の規定は予算と無関係であり、通則法に明記されるべき。
1990/ 19	OS	SI	司法権限侵害	憲法により定められた国家評議会（行政裁判所）の権限が制限を受けた。
1991/ 8	OS	FE	隠された立法	該当法の規定は予算と無関係であり、通則法に明記されるべき。
1994/ 68	ON	SI	立法権移譲	法的効力をもつ政令の目的、対象、原則が曖昧で、立法権の行政府への移譲。
1994/ 70	MP	SI	立法権移譲	運輸省への立法権移譲。
1995/ 2	ON	FE	隠された立法	該当法の規定は予算と無関係であり、通則法に明記されるべき。
1995/ 38	OS	SI	立法権移譲	行政府への立法権限移譲。以前に違憲判決を受けた法律と同じ内容。
1995/ 56	PN	SI	違憲判決無視	以前に違憲判決を受けた法律と同じ内容。
1996/ 23	MP	FE	違憲判決無視	以前に違憲判決を受けた法律と同じ内容。
1996/ 57	OS	SI	司法権限侵害	憲法により定められた国家評議会の権限が制限を受けた。
1996/ 61	PN	SI	立法権移譲	法的効力をもつ政令の目的、対象、原則が曖昧で、立法権の行政府への移譲。以前に違憲判決を受けた法律と同じ内容。
1996/ 63	OS	SI	違憲判決無視	以前に違憲判決を受けた法律と同じ内容。
1998/ 37	OS	SI	中立性低下	罰金の25パーセントが司法強化基金に移転されることは、司法判断への疑念を生む。
1999/ 29	ON	FE	隠された立法	該当法の規定は予算と無関係であり、通則法に明記されるべき。
1999/ 30	ON	FE	隠された立法	該当法の規定は予算と無関係であり、通則法に明記されるべき。
2001/144	ON	FE	隠された立法	該当法の規定は予算と無関係であり、通則法に明記されるべき。

請求番号	請求者 ¹⁾	違憲理由		
		区分 ²⁾	種類	要旨
2001/382	PS	FE	森林伐採	森林地域の認定を外された土地の売却を可能にしたことは森林保護の憲法規定に反する。
2001/385	ON	FE	立法権移譲	予算法は歳出増加権限を行政府に与えてはならない。公務員に関する規則は省令でなく法律で定められねばならない。
2002/32	OS	SI	立法権移譲	
2002/99	PS	SI	手続的瑕疵	法案採決での賛成票は、恩赦に必要な3/5多数を欠いていた。
2003/41	OS	FE	隠された立法	該当法の規定は予算と無関係であり、通則法に明記されるべき。
2003/86	OS	SI	手続的瑕疵	議会承認を必要としないが経済的または個人の権利にかかわる国際条約は官報で公布されなければならない。
2003/87	MP	SI	立法権移譲	民営化局の権限は最高民営化委員会ではなく法律により定めなければならない。
2003/100	PS	FE	森林伐採	松と栗の木の樹生地を森林の対象から外し、伐採を可能にしたことは、森林保護の憲法規定に反する。
2004/84	MP	SI	立法権移譲	省監査職員に関する規定が法律でなく省令で決められることは立法権の行政府への移譲にあたる。
2004/102	MP	SI	立法権移譲	該当法は、機関予算の項目間流用の無制限の権限を財務省に与えた。
2004/118	MP	SI	手続的瑕疵	法案内容が修正されたにもかかわらず、議事進行規定が求める再議決なしに法案が成立した。
2005/6	OS	FE	隠された立法	該当法の規定は予算と無関係であり、通則法に明記されるべき。
2005/42	PS	SI	立法権移譲	警察官教育センターの原則と規則を定めた省令を發布する権限を内務省に与えたことは、立法権の行政府への移譲にあたる。
2005/143	PS	SI	立法権移譲	公務員の権利と責任は法律で定めるべきところ、すべての決定権限が内閣に与えられた。高級官僚は大統領との共同任命という規定にも違反。
2006/22	MP	FE	隠された立法	該当法の規定は予算と無関係であり、通則法に明記されるべき。
2006/51	PS	SI	評議機関権限侵害	新設大学の初代学長候補選定権限が高等教育委員会に与えられなかった。
2007/5	PS	SI	評議機関権限侵害	新設大学の初代学長候補選定での高等教育委員会の権限行使を困難にしている。
2007/17	MP	FE	隠された立法	該当法の規定は予算と無関係であり、通則法に明記されるべき。

(出所) 憲法裁判所判決録より筆者作成。

(注) 違憲判決が下された法律のうち、憲法裁判所が認めた審査請求理由がすべて国家機関の権限に依拠するもの。

1) 表3参照。

2) SI: 国家機関の権限。FE: 財政・経済規定。

いる。もしこの議論が新興民主主義国にも妥当するならば、違憲立法審査は民主主義の定着に貢献しないことになる。本稿は、「中心・周辺」亀裂が顕著であるとともに過去半世紀にわたり違憲立法審査が制度化されてきたトルコにおいて、エリート覇権維持と水平的説明責任維持のどちらがより重視されてきたのかを問いかけた。そして1984～2007年の憲法裁判所判決録をコード化したデータを用いた統計分析により、審査請求者と請求理由の種類が違憲判決確率に与える影響を検証した。

その結果、(1) (もっとも頻繁な審査請求者である) 第1野党が国家エリート政党か否かは違憲確率に影響を与えないこと、(2) 請求理由が(中心エリートの利益と価値を代表する) 世俗主義・一元的民族国家という国家原則ではなく、水平的説明責任の場合に違憲判決が下りやすいことがわかった。このように、トルコにおける違憲立法審査制度は、中心エリートの覇権維持というよりは水平的説明責任を維持するという側面が強い。ところで大統領のみについていえば、非国家エリート出身大統領よりも中心出身大統領のほうが違憲判決を引き出しやすかった。しかし、大統領からの審査請求はそもそも少ない上、そのなかで国家原則に関する違憲判決はさらに少ない。このため、中心出身大統領の審査請求がすべての違憲判決に与える影響は限定的である。以上をまとめると、トルコにおいては違憲立法審査が多くの場合、日常的な行政政府の三権分立侵害(すなわち水平的説明責任欠如)を是正する役割を果たしているが、まれに、国家原則に抵触する法律が成立した場合、国家エリート出身大統領がこれを阻止しようとするというのがトルコの現実ではないか。

もちろんこの結果をもってして、司法制度を用いた国家エリート支配がトルコで続いているとの主張を覆したことにはならない。具体的違憲立法審査、行政訴訟、政党解散訴訟などを包括的に分析しなければ覇権維持仮説の体系的検証にならない。また、国家エリート大統領が特に重要な少数の法律の成立を阻んでいる可能性も否定できない。しかしながら、覇権維持機能の中核と考えられているとともに、現政権の政策の合憲性が政権外の政治主体から直接問われる抽象的違憲立法審査において、覇権維持よりは水平的説明責任維持(自己拘束的機能)の側面がより強いとの知見は、今後の追加的そしてより体系的な検証の必要性を示唆している。また、新興民主主義体制において、違憲立法審査が自己拘束的機能を果たしうる可能性を裏づけたことにもなる。

(注1) 民主化の第3の波では、多くの国々が西欧に倣い、審査請求の門戸が広くて審査権限が集中的な(centralized)ドイツ型の違憲立法審査を採用した[Ginsburg 2003, 34-64]。ドイツの抽象的違憲立法審査では、審査請求資格が連邦政府、州政府、連邦下院議員の3分の1にあるうえ、審査結果が終審かつ拘束的である。このため、連邦政府の成立させた法律を連邦下院野党や州政府が違憲立法審査により無効とさせることが可能である。

(注2) この問題を検討するのに格好な対象は、抽象的違憲立法審査である。同審査は、具体的な係争事例なしに成立直後の法律を審査するものであり、現政権の立法行為を監視のみならず制約することができる。他方、具体的審査は訴えの利益をもつ原告が存在する個別事例を扱うため、多くの場合、過去の政権が成立させた法律を審査することになる。そのため本稿は抽象的審査を中心に議論を進める。

(注3) O'Donnell (1999, 38) による水平的説明責任の詳細な定義は「他の国家機関による不法な作為ないし不作為に関して、日常的監視から刑事的制裁や弾劾までの行為を行う法的権限を付与されかつその意志をもつ国家機関が存在すること」というものである。

(注4) もっとも体系的な分析は Calleros (2009, 87-113) を参照。ラテンアメリカ司法府の独立性の弱さの最大の原因は、Moreno, Crisp and Shugart (2003, 102-108) の各国横断的分析によれば、司法機関の任命・解任権限が政治家(立法府, 行政府)に握られていることと、任期が短いため議会の改選・政権交代ごとに議会・政権の意向を反映した任命がされることにある。ただし、東欧についての分析では、司法府の独立性を規定すると考えられるこのような制度的特徴は、違憲判決の頻度と有意な関係になかった [Smithey and Ishiyama 2002; Herron and Randazzo 2003]。

(注5) 民主主義定着の背後にある要因が違憲立法審査における司法の独立性に貢献するという因果関係も理論的にはありうるだろう。ただし、東欧の例にあるように行政府の越権を許す法律が成立した後に違憲立法審査が無効判決を下してきたことは、違憲立法審査が水平的説明責任の強化と民主主義定着に寄与することの証左といえる。

(注6) 民主主義制度を外生的に(たとえば国内外からの政治・経済的支援など)でなく内生的に(当事者間関係のみで)維持する機能を、自己拘束的機能と呼ぶ [Weingast 1997; 2005]。

(注7) またこれら諸国では民主主義移行期の政党制度が競争的であるほど、違憲立法審査制度における審査請求の門戸が広く、判事の任期が長い。これは移行期の政権エリートが、将来の政治的不確実性が高いほど、より独立的な違憲立法審査を志向したことを示している [Ginsburg 2003, 34-64]。

(注8) 文化的に分断された国民のうち文化的少数派を代表するエリートの意味。実際に Hirschl (2004, 44) が用いた用語は、「覇権的

エリート」(hegemonic elite) である。これは、政治・経済の支配権を握っているものの、その覇権的地位が文化的多数派の台頭により脅かされている都市知識人、法曹人、経営者などからなる既存エリートを意味する。ここでは意味内容から「少数派エリート」とした。エリートについての詳しい説明は(注9)参照。

(注9) Hirschl (2004) によれば、司法府の強化は、イスラエル、ニュージーランド、カナダ、南アフリカなど文化的に分裂した社会における従来のエリート(イスラエルであれば世俗的で有産階級の欧州系ユダヤ人〔アシケナジー〕)が文化的周辺勢力の台頭と数的優位の脅威に対して、多数決原理の適用を阻止することで自らの権力を維持する試みに起因する。これらの国では、重要な憲法改正(「権利の章典」[bill of rights]の導入)により積極的自由(権利を行使する自由)でなく消極的自由(被害を受けない自由)が強化され、政策上の国家権限が制約された。このため、大衆や少数派の社会経済状態の改善ではなく、経済新自由主義の促進とエリート既得権の擁護につながったとされる。

(注10) イスラエルにおける世俗対宗教、カナダにおける英語圏対仏語圏、南アフリカにおける白人対有色人種、ニュージーランドにおける欧州系対先住民・アジア系移民などである。

(注11) Hirschl (2004) の覇権維持の事例にはトルコも含まれている。ただし、彼はその根拠としてトルコの2つの政党が憲法裁判所により解散させられたことを挙げたにすぎない。

(注12) トルコの場合、中心・周辺亀裂の中心を代表する少数派エリートは、トルコにおける共和制樹立を主導してきた(1)共和人民党(Cumhuriyet Halk Partisi: CHP, 1923~1981年、ただし現在ではその継承政党である、[同名の]共和人民党[1992年~])と民主左派党(Demokratik Sol Parti: DSP, 1985年~)、(2)軍人、(3)官僚と考えられる。これらにより構成されるエリートは特定の社会集団の利益ではなく世俗一元的なトルコ国家の利益と価値を擁護するこ

とから国家エリート [Özbudun 1993a] と呼ばれる (第1節第2項参照)。

(注13) 連邦国家の対極にある一元国家を意味し、実質的には中央集権制度と同義的。

(注14) イスラエルについても Hirschl (2004) の議論に異を唱える研究が散見される。Barak-Erez (2002) は非イデオロギー的 (世俗的) な問題についての違憲立法審査結果は、政治制度や権力関係に実質的な変化をもたらさなかったと論証している。Woods (2008) は、イスラエル政治への司法府の影響力の近年の高まりの原因を、法曹界が社会運動との交流により活性化し、社会的要求を法律に反映しようとしたことに求めている。さらに Hirschl (2004) の上述4カ国以外の比較事例は違憲立法審査を分析しておらず、覇権維持が違憲立法審査以外の領域での司法積極性ないし司法の政治化に起因している可能性も否定できない。

(注15) Hirschl (2004, 73-74) は、イスラエルにおいて (最高裁判所に) 違憲立法審査が導入されて (司法積極主義が明白になって) 以降、同国世論における最高裁判所の正当性が低下したと述べている。

(注16) O'Donnell (2005, 296) はラテンアメリカにおける近年の「政治の司法化」[Sieder, Schjolden and Angell 2005] についても水平的説明責任強化に貢献するという点ではこれを肯定的に評価している。

(注17) 立法過程における拒否点とは、法案を修正ないし否決できる機会を意味する [Immergut 1990; Kaiser 1997]。拒否点が少ないと政府が対立的法案を成立させられる確率は高まるので、野党が抽象的違憲立法審査へ訴える確率を高める [Sweet 2002, 54]。たとえばドイツでは抽象的違憲立法審査が少なく、1951~1991年の時期に審査請求は112件、判決は62件にとどまっている。これは、対立的法案が上院や連立政権内部の反対で日の目をみないことがあるからである [Sweet 2002, 191-192]。

(注18) 詳しくは Hazama (2009) を参照。

(注19) 20議席以上保有する政党は政党内派

(party group) を形成し、議事運営委員会に参加できる。

(注20) 親イスラムの公正発展党 (Adalet ve Kalkınma Partisi : AKP) 政権が2002年に発足してからは、一部メディアは憲法裁判所が世俗主義的なアフメット・ネジデット・セゼル大統領や共和人民党と共謀していると伝えてきた。

(注21) Özbudun (2007, 265) は、今日においても国家エリートの大部分で庇護意識が支配的であることは、憲法裁判所が世俗一元国家原則を過度に厳密に解釈して下した、政党解散命令やスカーフ着用をめぐる判決に如実に表れていると述べている。

(注22) 国家原則は国家エリートの価値と利益であることに加え、その規定は他の規定に比べてより抽象的であるために [Özbudun 2007, 264-265] 憲法裁判所の裁量が広がるからである。

(注23) 国家エリート大統領 (ないし野党第1党) も非国家エリート大統領 (ないし野党第1党) も、現政権から水平的説明責任を求める度合いは同等であり、憲法裁判所も両者に対して分け隔てない判決を下すとの前提に依拠している。

(注24) もちろんいずれの仮説も成り立たないこともありうる。その場合は意味のある結論を導かない。

(注25) なお、ロシアでは憲法裁判所が戦略的に大統領と議会の間に位置取りすることにより自らの権威を確立しようと試みるとともに、連邦制や三権分立など立法・行政府を刺激しかねない事例を避け、個人の権利に重点を置いた [Epstein, Knight and Shvetsova 2001]。

(注26) 連邦国家では連邦政府と州・自治政府との間で、権限の所属が違憲立法審査での争点となるが、一元国家のトルコでは地方分権をめぐる違憲立法審査はないわけではないがまれである。

(注27) 通常、低いレベルから数えるためこのような順番になった。

(注28) 1982年憲法は1961年憲法に比べて行政権限を強めたものの、この行政権の限界を明

示する憲法構造は残っている。

(注 29) トルコでは国家エリート政党よりも非国家エリート政党の支持率のほうが一般的に高いため、単独政権の与党はつねに非国家エリート政党だった。

(注 30) 差の正または負を前提としないため、両側検定。審査請求者の括弧内は、国家エリート・非国家エリートを合わせた年間平均審査件数。標本数 (n) は、大統領または第 1 野党に国家エリートまたは非国家エリートが就いていた年数。両標本の分散は等しくないことを前提とする。

(注 31) なお、水平的説明責任を国家機関の権限と財政・経済規則に分けて、国家機関の権限を対比基準とした 2 水準混合ロジスティック回帰分析を行った結果も上述とほぼ同じだった(財政・経済規則は統計の有意水準に達しなかった。すなわち、違憲判決確率に及ぼす財政・経済規則の効果と国家機関の権限の効果との間に有意な差は認められなかった)。

(注 32) 財政・経済規則を理由に違憲判決を受けた法律の多くは、予算案に予算以外の規定ないし年度を超える支出項目を盛り込むなどの予算・会計原則違反が占めており、行政府の越権行為の色彩が強い。そのため、国家機関の権限と財政・経済規則における違憲状況をもってして水平的説明責任、特に行政府の越権を検証することは妥当だったと判断できる。

文献リスト

〈英語文献〉

Barak-Erez, Daphne 2002. "Judicial Review of Politics: The Israeli Case." *Journal of Law and Society* 29(4): 611-631.

Calleros, Juan Carlos ed. 2009. *The Unfinished Transition to Democracy in Latin America*. New York: Routledge Taylor & Francis.

Çarkoğlu, Ali 2007. "The Nature of Left-Right Ideological Self-placement in the Turkish Context." *Turkish Studies* 8(2): 253-271.

—— and Ersin Kalaycıoğlu 2007. *Turkish Democracy Today: Elections, Protest and Stability in an Islamic Society*. London: I. B. Tauris.

—— and Melvin J. Hinich 2006. "A Spatial Analysis of Turkish Party Preferences." *Electoral Studies* 25(2): 369-392.

Chavez, Rebecca Bill 2004. *The Rule of Law in Nascent Democracies: Judicial Politics in Argentina*. Stanford: Stanford University Press.

Diamond, Larry, Marc F. Plattner and Andreas Schedler 1999. "Introduction." In *The Self-Restraining State: Power and Accountability in New Democracies*. eds. Andreas Schedler, Larry Diamond and Marc F. Plattner. London: Lynne Rienner Publishers.

Dodson, Michael and Donald W. Jackson 2003. "Horizontal Accountability and the Rule of Law in Central America." In *Democratic Accountability in Latin America*. eds. Scott Mainwaring and Christopher Welna. 228-265. New York: Oxford University Press.

Dotan, Yoav and Menachem Hofnung 2005. "Legal Defeats-Political Wins: Why Do Elected Representatives Go to Court?" *Comparative Political Studies* 38(1): 75-103.

Durr, Robert H., Andrew D. Martin and Christina Wolbrecht 2000. "Ideological Divergence and Public Support for the Supreme Court." *American Journal of Political Science* 44(4): 768-776.

Epstein, Lee, Jack Knight and Olga Shvetsova 2001. "The Role of Constitutional Courts in the Establishment and Maintenance of Democratic Systems of Government." *Law and Society Review* 35(1): 117-164.

Esmer, Yılmaz 2002. "At the Ballot Box: Determinants of Voting Behavior." In *Politics, Parties, and Elections in Turkey*. eds. Sabri Sayarı and Yılmaz Esmer. Boulder: Lynne

- Rienner.
- Figueiredo, Rui J. P. de Jr., Tonja Jacobi and Barry R. Weingast 2006. "The New Separation of Powers Approach to American Politics." In *The Oxford Handbook of Political Economy*. eds. Barry R. Weingast and Donald A. Wittman. Oxford: Oxford University Press.
- Ginsburg, Tom 2003. *Judicial Review in New Democracies: Constitutional Courts in Asian Cases*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 2008. "The Global Spread of Constitutional Review." In *The Oxford Handbook of Law and Politics*. eds. Keith E. Whittington, R. Daniel Kelemen and Gregory A. Caldeira. Oxford: Oxford University Press.
- Hazama, Yasushi 1996. "Constitutional Review and the Parliamentary Opposition in Turkey." *The Developing Economies* 34(3): 316-338.
- 2009. "Constitutional Review and Democratic Consolidation: A Literature Review." IDE Discussion Paper Series (192).
- Heper, Metin 2002. "Conclusion: The Consolidation of Democracy Versus Democratization in Turkey." In *Political Parties in Turkey*. eds. Barry Rubin and Metin Heper. 138-146. London: Frank Cass.
- Herron, Erik S. and Kirk A. Randazzo 2003. "The Relationship between Independence and Judicial Review in Post-Communist Courts." *The Journal of Politics* 65(2): 422-438.
- Hirschl, Ran 2004. *Towards Juristocracy: The Origins and Consequences of the New Constitutionalism*. Cambridge: Harvard University Press.
- Immergut, Ellen M. 1990. "Institutions, Veto Points, and Policy Results: A Comparative Analysis of Health Care." *Journal of Public Policy* 10(4): 391-416.
- Kaiser, André 1997. "Types of Democracy: From Classical to New Institutionalism." *Journal of Theoretical Politics* 9(4): 419-444.
- Kalaycıoğlu, Ersin 1999. "The Shaping of Party Preferences in Turkey: Coping with the Post-Cold War Era." *New Perspectives on Turkey* 20: 47-76.
- Larkins, Christopher 1998. "The Judiciary and Delegative Democracy in Argentina." *Comparative Politics* 30(4): 423-442.
- Lijphart, Arend 1999. *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*. New Haven and London: Yale University Press.
- Linz, Juan J. and Alfred Stepan 1996. *Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Lipset, Seymour Martin and Stein Rokkan 1967. "Cleavage Structures, Party Systems, and Voter Alignments: An Introduction." In *Party Systems and Voter Alignments: Cross-National Perspectives*. eds. Seymour Martin Lipset and Stein Rokkan. 1-64. New York: Free Press.
- Luke, Douglas A. 2004. *Multilevel Modeling*. Thousand Oaks: Sage Publications.
- Magaloni, Beatriz 2003. "Authoritarianism, Democracy and the Supreme Court: Horizontal Exchange and the Rule of Law in Mexico." In *Democratic Accountability in Latin America*. eds. Scott Mainwaring and Christopher Welna. 266-305. New York: Oxford University Press.
- Mainwaring, Scott and Christopher Welna eds. 2003. *Democratic Accountability in Latin America*. New York: Oxford University Press.
- Mardin, Şerif 1973. "Center-Periphery Relations:

- A Key to Turkish Politics?" *Deadalus* 102(1): 169-190.
- McGuire, Kevin T. and James A. Stimson 2004. "The Least Dangerous Branch Revisited: New Evidence on Supreme Court Responsiveness to Public Preferences." *The Journal of Politics* 66(4): 1018-1035.
- Moreno, Erika, Brian F. Crisp and Matthew Soberg Shugart 2003. "The Accountability Deficit in Latin America." In *Democratic Accountability in Latin America*. eds. Scott Mainwaring and Christopher Welna, 79-131. New York: Oxford University Press.
- O'Donnell, Guillermo 1994. "Delegative Democracy." *Journal of Democracy* 5(1): 55-69.
- 1996. "Illusions about Consolidation." *Journal of Democracy* 7(2): 34-51.
- 1999. "Horizontal Accountability in New Democracies." In *The Self-Restraining State: Power and Accountability in New Democracies*. eds. Andreas Schedler, Larry Diamond and Mark F. Plattner. London: Lynne Rienner Publishers.
- 2005. "Afterword." In *The Judicialization of Politics in Latin America*. eds. Rachel Sieder, Line Schjolden and Alan Angell. 293-298. New York: Palgrave.
- Özbudun, Ergun 1993a. "State Elites and Democratic Political Culture in Turkey." In *Political Culture and Democracy in Developing Countries*. ed. Larry Diamond. Boulder: Lynne Rienner Publishers.
- 2000. *Contemporary Turkish Politics: Challenges to Democratic Consolidation*. Lynne Rienner Publishers.
- and Ömer Faruk Gençkaya 2009. *Democratization and the Politics of Constitution-Making in Turkey*. Budapest: Central European University Press.
- Schwartz, Herman 1999. "Surprising Success: The New Eastern European Constitutional Courts." In *The Self-Restraining State: Power and Accountability in New Democracies*. eds. Andreas Schedler, Larry Diamond and Marc F. Plattner. 79-131. New York: Oxford University Press.
- 2000. *The Struggle for Constitutional Justice in Post-Communist Europe*. Chicago: University of Chicago Press.
- Segal, Jeffrey A. and Albert D. Cover 1989. "Ideological Values and the Votes of U.S. Supreme Court Justices." *American Political Science Review* 83(2): 557-565.
- et al. 1995. "Ideological Values and the Votes of U.S. Supreme Court Justices Revisited." *The Journal of Politics* 57(3): 812-823.
- Sieder, Rachel, Line Schjolden and Alan Angell 2005. "Introduction." In *The Judicialization of Politics in Latin America*. eds. Rachel Sieder, Line Schjolden and Alan Angell. New York: Palgrave Macmillan.
- Smithy, Shannon Ishiyama and John Ishiyama 2002. "Judicial Activism in Post-Communist Politics." *Law & Society Review* 36(4): 719-742.
- Staton, Jeffrey K. 2006. "Constitutional Review and the Selective Promotion of Case Results." *American Journal of Political Science* 50(1): 98-112.
- Steunenberg, Bernard 1997. "Courts, Cabinet and Coalition Parties: The Politics of Euthanasia in a Parliamentary Setting." *British Journal of Political Science* 27(4): 551-571.
- Sweet, Alec Stone 2002. "Constitutional Politics in France and Germany." In *On Law, Politics and Judicialization*. eds. Martin Shapiro and Alec Stone Sweet. Oxford: Oxford University Press.
- Vanberg, Georg 2001. "Legislative-Judicial Relations: A Game-Theoretic Approach to Constitutional Review." *American Journal of*

- Political Science* 45(2): 346-361.
- 2008. “Establishing and Maintaining Judicial Independence.” In *The Oxford Handbook of Law and Politics*. eds. Keith E. Whittington, R. Daniel Kelemen and Gregory A. Caldeira. Oxford: Oxford University Press.
- Vondoepp, Peter 2006. “Politics and Judicial Assertiveness in Emerging Democracies: High Court Behavior in Malawi and Zambia.” *Political Research Quarterly* 59(3): 389-399.
- 2008. “Context-Sensitive Inquiry in Comparative Judicial Research: Lessons from the Namibian Judiciary.” *Comparative Political Studies* 41(11): 1515-1540.
- 2009. *Judicial Politics in New Democracies: Cases from Southern Africa*. Boulder: Lynne Rienner Publishers.
- Weingast, Barry R. 1997. “The Political Foundations of Democracy and the Rule of Law.” *American Political Science Review* 91(2): 245-263.
- 2002. “Rational Choice Institutionalism.” In *Political Science: State of the Discipline*. eds. Ira Katznelson and Helen V. Milner. New York: W. W. Norton.
- 2005. “Self-Enforcing Constitutions: With an Application to Democratic Stability in America’s First Century.” Stanford University.
- Woods, Patricia J. 2008. *Judicial Power and National Politics: Courts and Gender in the Religious-Secular Conflict in Israel*. Albany: State University of New York Press.
- 〈トルコ語文献〉
- Aliefendioğlu, Yılmaz 1996. *Anayasa Yargısı ve Türk Anayasa Mahkemesi*. Ankara: Yetkin.
- Arslan, Zühtü 2008. “Anayasa Mahkemesi’nin ‘Yorum Tekeli’: Yargısal Üstünlük ve Demokrasi.” In *Prof Ergun Özbudun’a Armağan, Cilt 2 Anayasa Hukuku*. ed. Serap Yazıcı, et al. Ankara: Yetkin.
- Can, Osman 2007. “Anayasayı Değiştirme İktidarı ve Denetim Sorunu.” *Ankara Üniversitesi SBF Dergisi* 62(3): 101-139.
- Özbudun, Ergun 1993b. *Türk Anayasa Hukuku*. Ankara: Yetkin.
- 2007. “Türk Anayasa Mahkemesinin Yargısal Aktivizmi ve Siyasal Elitlerin Tepkisi.” *Ankara Üniversitesi SBF Dergisi* 62(3): 258-268.
- TNS-Turkey 2010. Trend 2009.
- Yazıcı, Serap 2009. *Yeni Bir Anayasa Hazırlığı ve Türkiye: Seçkinlikten Toplum Sözleşmesine*. İstanbul: İstanbul Bilgi Üniversitesi.
- 【付記】 本稿の執筆に際し、TNS-Turkey 社の実施した世論調査の集約データを使わせていただいた。同社のご厚意に深く感謝したい。なお本稿は、2008～2009年度にアジア経済研究所で実施した「新興民主主義の安定」研究会（主査：川中豪）の成果の一部である。
- （アジア経済研究所地域研究センター，2010年2月26日受付，2010年11月22日レフェリーの審査を経て掲載決定）